

# 飯島町景観計画 < 概要 >

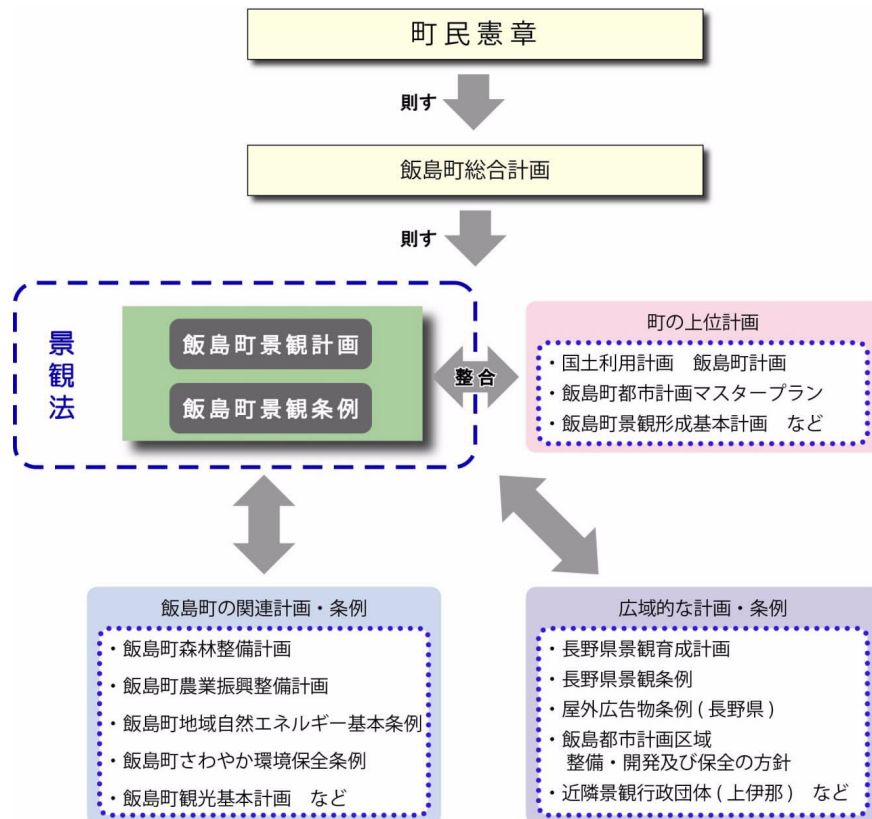
## 1. 計画策定の目的

飯島町の西には南駒ヶ岳、空木岳、越百山などの峰々が目前にせまる中央アルプス、東には仙丈岳から赤石岳まで、3000メートル級の峰が連なる南アルプスを望むことができる、まさに「ふたつのアルプスが見えるまち」です。また、南北に天竜川が走り、与田切川や中田切川などアルプスの清流が流れ込む、典型的な田切地形による河岸段丘が形成されています。それら地形が創り出した雄大な景色に初夏の新緑、秋の紅葉などが加わり、季節感あふれる自然美をもたらしています。

ふたつのアルプ스에 囲まれた地域の暮らしにかかわるすべての自然や生活・文化など様々な風景は、飯島町の財産として、次の世代へ伝え、守り、育んでいかなければなりません。

そこで、町に合ったきめ細かい景観づくりをより一層進めるため、「飯島町景観計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ



## 3. 景観計画の区域

### ■飯島町景観計画の区域の設定

両アルプスに抱かれ、四季折々で表情が変わる山々、天竜川・中田切川・与田切川の雄大さ、穏やかで広々とした田園風景などにより、自然景観が形成されています。また、そこに人々が暮らし、生活や文化・歴史を育んできました。それらが相まって飯島町の現在の景観を作り出していることから、飯島町全域を景観法第8条2項に定める景観計画区域とし、さらに地域の特性に細やかに応じられるよう、景観計画区域の区域区分と景観形成方針を設定します。

飯島町の全域を「景観計画区域」とします。

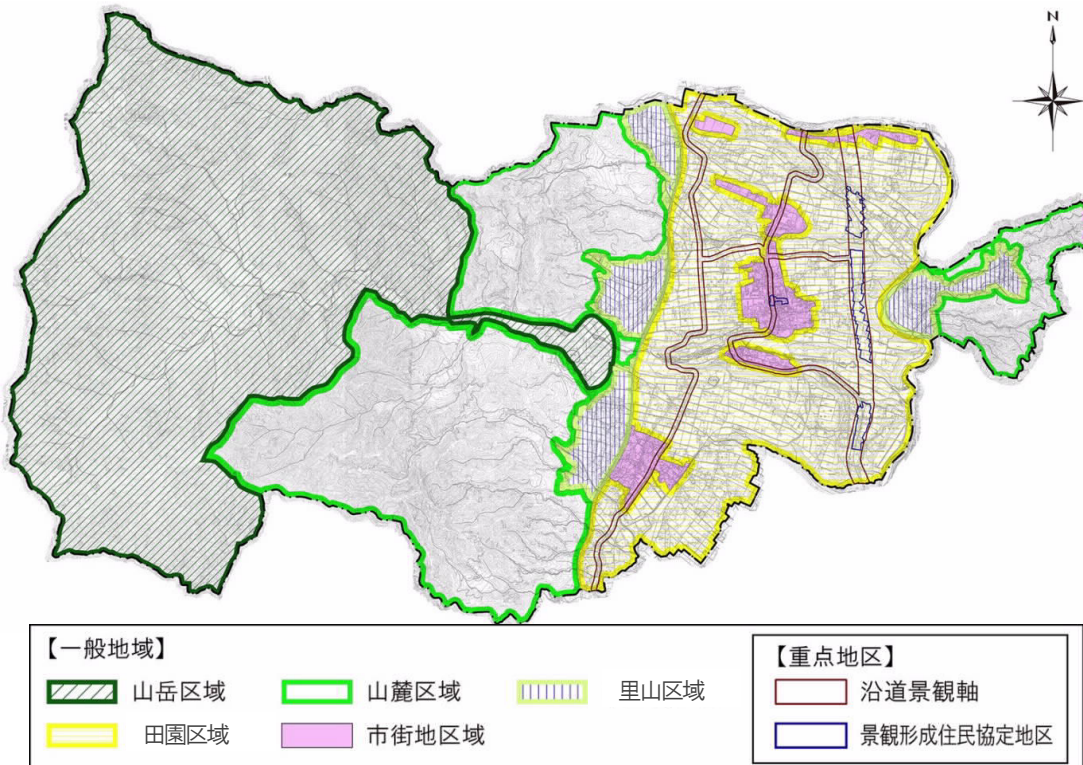
## ■区域区分の設定

景観計画区域には、住宅が多い地域であったり、田畑が多い地域であったり、さらには傾斜のある地域やアルプスが良く見える地域であったりなど、様々な土地利用特性や景観特性を持った地域が集まって構成されています。それら地域の特性を活かしメリハリのある景観づくりを推進していくため、景観計画区域を以下の5つ

に類型化し、区分ごとに景観づくりの方針を定めます。

また、重点的に景観形成を推進する箇所を景観形成重点地区として区分し、一般地域に重ねていきます。

一般地域	範囲(境界)の根拠
山岳区域	中央アルプス県立公園のうち飯島町の範囲
山麓区域	都市計画区域外のうち山岳区域を除いた区域及び竜西は白地地域のうち建ぺい率60%、容積率100%の指定範囲、竜東は農業振興地域を除いた範囲
里山区域	竜西は中央自動車道より西側の白地地域のうち建ぺい率60%、容積率200%の指定範囲、竜東は農業振興地域の範囲
田園区域	中央自動車道と天竜川に挟まれた白地地域の建ぺい率60%、容積率200%の指定区域のうち市街地区域を除いた範囲
市街地区域	用途地域及び久根平工業団地



景観形成重点地区	範囲(境界)の根拠
沿道景観軸	下記に定める道路の沿道範囲とする、ただし、景観形成住民協定地区内は除く。 ①道路両側各30m範囲 国道153号のうち駒ヶ根市界から伊南バイパス間、広域農道、(主)飯島飯田線のうち柏木交差点から松川町界、町道仲通り線、町道堂前線 ②道路両側各100m範囲 都市計画道路伊南バイパス線計画線(ただし橋梁部分は除く。)、国道153号のうち伊南バイパスから中川村界
景観形成住民協定地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯島町中心商店街等街づくり協定区域</li> <li>伊南バイパス飯島地区景観形成・土地利用住民協定区域</li> <li>伊南バイパス本郷地区景観形成・土地利用住民協定区域</li> <li>伊南バイパス周辺田切地区景観形成・土地利用住民協定区域</li> </ul>

## 4. 良好な景観形成に関する方針

### ■飯島町景観づくりの基本目標

飯島町の個性ある景観である「ふたつのアルプスが見えるまち」、「田園風景が広がるまち」、「花咲く花のまち」を守り育てるためには、これらが町民共通の財産であることをだれもが認識し、町民をはじめ、事業者や行政さらには来訪者との協働により、景観を守り、育て、創ることが必要です。魅力あふれる飯島町の景観を、私たちの大切な財産として次の世代に継承していけるよう基本目標を定め、飯島町景観づくりに取り組んでいきます。

『ふたつのアルプスが見えるまち、そして 田園風景が広がるまち、花咲く花のまち をみんなの誇りとして次の世代へ引き継ぎます』

### ■区域区分ごとの基本方針

一般地域	山岳区域	県立自然公園の優れた景観や、森林の持つ様々な機能を保全・維持しながら景観づくりを進めます。
	山麓区域	緑豊かな山麓の素晴らしい景観を保全・維持しながら景観づくりを進めます。
	里山区域	中山間地における農業の振興と併せ、高台から望む田園と住まいの調和を保全・維持しながら景観づくりを進めます。
	田園区域	両アルプスを背景に、広々とした田園と人々の生活、花のあるまちが調和する景観づくりを進めます。
	市街地区域	住民生活の中心拠点として活気と魅力があり、快適で潤いのある景観づくりを進めます。
重点地区	沿道景観軸	町内外問わず多くの人の目に触れ、町を印象づける重要な視点場として、両アルプスが見える景観づくりを進めます。
	景観形成住民協定地区	町の景観づくりの先導的な立場として、地或住民一体となって景観づくりを進めます。

## 5. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### ■行為の着手までの流れ

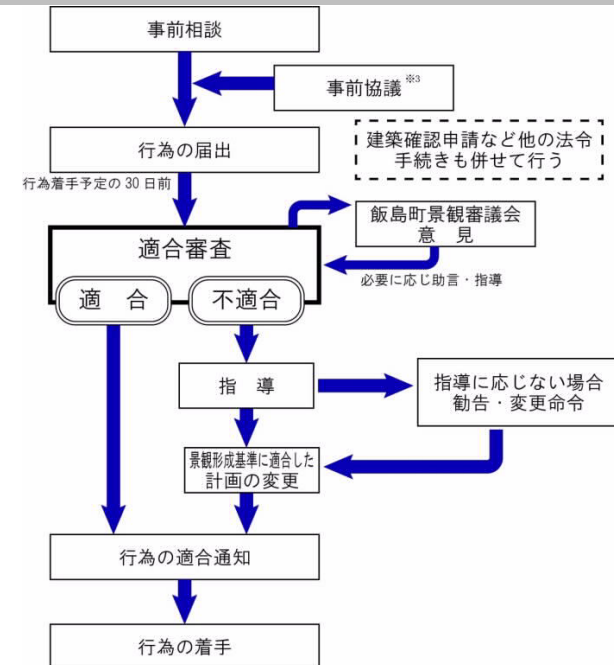
飯島町景観区域内における一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です<sup>※1</sup>。その届出のあった建築物の建築等または工作物の建設等の行為が、景観形成基準に適合するかを審査します。届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は、適合通知が発行され、通知日以降であれば着工が可能となります。建築確認申請など他の法令手続きも併せて行う必要があります。

なお、景観法第18条第2項<sup>※2</sup>に基づき、町景観担当窓口での事前相談などにより、速やかに行為の着手が行えるよう配慮します。

※1 勧告または命令を出す場合は、届出から30日以内に行います。なお、この期間は90日まで延長される場合があります。

※2 景観法第18条第2項とは、「景観行政団体の長は、届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、(中略)届出から着手までの期間を短縮することができる。」としています。

※3 大規模行為については、飯島町景観条例に基づき事前協議が必要です。



## ■届出対象行為

景観に対し、影響のある建築物や工作物、土地の造成などについて、一定規模以上の行為を行う際には、法に基づき届け出を義務づけることにより、その行為が飯島町の景観形成の方針、飯島町の景観に相当であるかを事前にチェックする

ことで、景観形成を図っていきます。建築などの行為の際に届出が必要となる対象を、下表のように定めます。

行為の種類		一般地域	景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	建築確認申請を要するもの及び都市計画区域外では延床面積が10㎡を超えるもの	建築確認申請を要するもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が50㎡を超えるもの	変更に係る面積が25㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類	高さが10mを超えるものまたは築造面積が30㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さが10mを超えるもの
		太陽光発電施設等	発電容量が10KWを超えるもの
		その他の工作物	高さが1.5mかつ長さが10mを超えるものまたは高さが10mを超えるもの
土地の形質の変更		面積が1,000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さが2mかつ幅が20mを超えるもの	面積が300㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採		面積が1000㎡を超えるものまたは法面・擁壁の高さが2mかつ幅が10mを超えるもの	
屋外における物件の堆積		面積が300㎡を超えるものまたは堆積の高さが3mを超えるもの	面積が100㎡を超えるものまたは堆積の高さが3mを超えるもの
特定外観意匠 (外観に公衆の関心を引くための形態若しくは色彩その他の意匠)		面積が10㎡を超えるもの	面積が5㎡を超えるもの

注) 1 プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

2 自動車車庫とは、建築物としない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設

3 貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設

4 処理施設類とは、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設

5 電気供給・通信施設とは、電気事業法第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設で、同条第16号に規定する「電気工作物」または電気通信事業法第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

6 太陽光発電施設等とは、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則第2条に規定する発電施設

■景観形成基準

景観形成基準は、区域区分ごとに定めます。景観重点地区では、一般地域の景観形成基準に各重点地区の基準を付加することにより、重点的に景観形成を推進します。

なお、建築などの行為において各景観形成基準が満たせない場合、飯島町景観審議会の助言を得て、町長がそれを承認した場合はこの限りではありません。

景観区域区分		山岳区域	山麓区域	里山区域	田園区域	市街地地域	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置	■道路側に既存林を残せるように10m以上後退するように努める。		■道路から後退し、道路側に空地を確保するよう努める。		■市街地では、隣接地と相互に協力し、壁面線を合わせるなど連続性や統一感を図る。 ■工業地では、道路側に緩衝緑地を設けるなど10m以上後退するよう努める。	
				沿道景観軸における後退距離は道路から2m以上後退するよう努め、一戸建て住宅以外の建築物は特に支障になる場合を除いて、5m以上後退し、眺望を確保するよう努める。			
				【沿道景観軸】 ■大規模行為 <sup>※1</sup> においては、特に支障になる場合を除いて、5m以上後退し、ゆとりある空間を確保するよう努める。			
		■隣接の敷地境界から離し、ゆとりのある空間を確保するよう努める。		■隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すように努める。			
		■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、現状のまま残し、これらを生かせる配置とするよう努める。					
		■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とする。りょう線や斜面上部への配置は避けるよう努める。			■中央アルプス、南アルプスの眺望を阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とする。		
		【沿道景観軸】 ■道路側には付帯設備等を配置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなど配慮を行う。					
		■電柱、電線及び鉄塔は目立たないよう配置するよう努める。					
		■太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、敷地周辺からの景観に配慮し、パネルの配置や敷地周辺の緑化の工夫に努める。					
		【沿道景観軸】 ■太陽光発電施設等を地上に設置する場合は、敷地周辺や道路からの景観に配慮し、パネルの配置や敷地周辺の緑化の工夫に努める。					
	規模	■中央アルプス、南アルプスの眺望を阻害しないよう、周辺から見え方に配慮した規模・高さに努める。					
		■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。					
		■高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努める。		■個々の建築物等の規模、高さをおさえ、田園景観との調和に努める。			■高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮する。
		■建築物の高さは、原則として10m以下とする。				■建築物の高さは、原則として12m以下とする。	
	沿道景観軸以外は別途協議を経た上で最高15mまで可能とする。						
	形態・意匠	■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態にする。					
		■周辺の山並みや樹林と調和する形態とする。		■背景の中央アルプス、南アルプスや周辺の田園景観に調和する形態とする。			■周辺の建築物等の形態との調和を図る。
		■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みや田園、建築物との調和に努める。					
■周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または取り入れた意匠とするように努める。							

基準項目		景観区域区分				
		山岳区域	山麓区域	里山区域	田園区域	市街地地域
建築物及び工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	形態・意匠	■大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。				
		■屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減する。	■周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。			
		■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。		■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する。		
		■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をする。				
		■非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。				
		■建築物等の上部及び正面について道路沿いからの見え方に配慮し、デザインを工夫して質の高いものとなるよう努める。				
	材 料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。				
		■地場産の素材や自然素材、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に努める。			■地場産や地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に努める。	
		■反射光のある素材を使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。		■反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。		
	色彩等	■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境と調和した色調とするよう努める。				
		■使用する色数を少なくするよう努める。			■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	
		■屋根及び外壁は、マンセル値による以下の色彩を基調とする。 ○赤、黄赤、黄、黄緑の色相においては彩度7以下、その他の色相は彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努める。				
		■照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意する。				
		■太陽光発電施設等のパネルは、原則として反射が少なく模様が目立たないものとする。				
		■太陽光発電施設等を屋根や屋上及び壁面等に設置する場合は周囲の色彩となじませるよう努める。				
	敷地の緑化	■既存の樹木を残すように努める。				
		■可能な限り緑化に努め、適正な維持管理を行う。■道路からの壁面の後退距離をとり、安全性を確保しつつ可能な限り緑化に努める。				
		■敷地境界には生け垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は周辺の景観と調和するように配慮する。				
■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建築物まわりの緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努める。						
■駐車場、自転車置き場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努める。						
■使用する樹種は在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の景観と調和するものとする。			■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮する。			
■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮する。						

景観区域区分		山岳区域	山麓区域	里山区域	田園区域	市街地地域
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 特定外観意匠に属する付加基準	配置	■道路等から後退させるよう努める。 ■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努める。				
		■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とする。				
	規模、形態・意匠	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。				
		■反射光のある素材を使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。			■反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。	
	材料	■けげげばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境と調和した色調とするよう努める。				
■使用する色数を少なくする。				■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。		
■光源で動きのあるものは、原則として避ける。			■光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意する。			
色彩等						
土地の形質の変更		■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図る。 ■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等を保全し、活用するよう努める。				
土石の採取及び鉱物の掘採		■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。				
屋外における物件の集積又は貯蔵		■物件を積み上げる場合には、高さを低くするとともに、安全に整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。				
		■道路等から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に調和するよう努める。		■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努める。		

※1 大規模行為は、飯島町景観条例に定める以下の行為です。

・建築物の建築等で、延床面積1,000平方メートルを超えるもの及び工作物の建設等で、敷地の面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又は高さ30メートルを超えるもの

<配置・規模>

- 良好な樹林や河川などを現状のまま残し、それらを生かせる配置
- りょう線や斜面上部への配置は避ける
- 両アルプスの眺望を阻害しないよう周囲からの見え方に配慮

<規模>

- 両アルプスの眺望を阻害しない
- 周辺景観から著しく突出しない

<形態・意匠>

- 周辺景観に調和し、まとまりのあること
- 圧迫感や威圧感を軽減すること

<敷地境界>

- 敷地境界から離し空間を確保
- 隣接地と相互に協力し、まとまった空間を創出

<屋根>

- こう配屋根で適度な軒の出を有すること
- こう配は周辺景観との調和に配慮

<太陽光発電施設等の設置>

- 敷地周辺や道路からの景観に配慮
- パネルの配置や周辺の緑化を工夫
- 反射が少なく模様が目立たないこと

<屋根等への設置>

- 周囲の色彩となじませる

<道路からの距離>

- 既存林を残せるよう10m以上後退
- 後退し空地を確保
- 沿道景観軸からは2m以上後退
- 一戸建住宅以外は5m以上後退
- 隣接地と連続性・統一感を図る
- 工業地は10m以上後退
- 5m以上後退（大規模行為）

<材料>

- 耐久性に優れた材料を用いる
- 反射光のある素材は使用しない
- 反射光のある素材を大部分に使用しない

<色彩>

- 落ち着いた色彩を基調
- 使用する色数を少なく
- 多色使いはバランスに配慮

<緑化>

- 既存の樹木を残す
- 可能な限り緑化する
- 自転車置き場等は道路から見えないように工夫

<高さ>

- 周辺樹木の高さ以内にとどめる
- 建築物等の規模・高さを抑える
- まち並みの連続性に配慮
- 建築物の高さは10m以下
- 建築物の高さは12m以下
- 沿道景観軸以外は協議の上15mまで可能



## 6. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

### ■景観重要建造物

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて景観重要建造物として指定します。指定に当たっては、所有者の同意を得た上で、飯島町景観審議会及び建築などの専門家の意見を聴くものとします。

- ① 町民に広く親しまれており、地域の景観形成上重要な位置にあり、町や地域の目印となっている。
- ② 町や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③ 伝統的な様式や伝統的技法が外観等に用いられ、地域の規範となっている。

### ■景観重要樹木

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて、景観重要樹木として指定します。指定に当たっては、所有者の同意を得た上で、飯島町景観審議会及び造園などの専門家の意見を聴くものとします。

- ① 町民に広く親しまれており、地域の景観形成上重要な位置にあり、町や地域の目印となっている。
- ② 町や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③ 古木や巨大樹などの希少樹木や心象に残る品格・風格を備えている。

## 7. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針

飯島町の景観を構成しているもののうち、屋外広告物は建築物等と同様にきわめて重要な要素です。屋外広告物は、町民が必要としている情報を提供することによって、産業などに活気をもたらしてくれる住民生活に欠かせないツールです。

一方で、屋外広告物が無秩序に設置されると、周辺の景観が損なわれ、また、落下、倒壊などによる事故が起きることもあります。破損など管理が行き届かない場合には、情報提供の効果も失われてしまうこともあります。

そのため、建築物と同様に屋外広告物についても設置場所、形状や規模などについて適切なルールが必要です。

現在、飯島町での屋外広告物に関する具体的な規制は、長野県の屋外広告物条例が適用されており、表示設置の禁止や許可等に関する事項が定められています。さらに、長野県立自然公園条例及び飯島町都市公園条例によって、広告物を掲示することができない禁止地域が定められています。

飯島町の主要幹線道路沿いにおける屋外広告物の設置調査を行ったところ、国道153号及び広域農道沿いに多くの設置が見られます。国道153号伊南バイパスにおいては、現在の設置数は少ないものの、全線開通の際には伊南バイパスは勿論、伊南バイパスと接する道路沿いに多くの案内看板等の設置が想定されます。

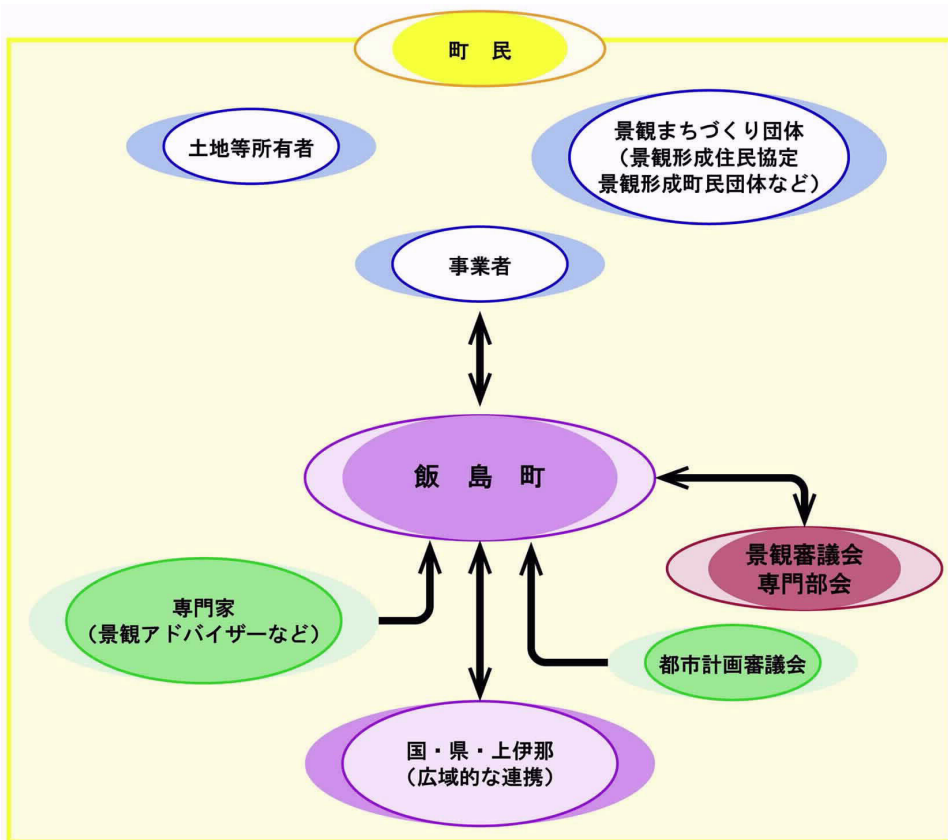
当面は長野県の屋外広告物条例によるものとし、将来的にはきめ細かくて良好な景観の形成を進め、さらに公衆に対する危害を防ぐため、飯島町景観計画における基本目標及び景観形成方針との調和が保たれる町条例の制定を検討します。

## 8. みんなで参加する景観まちづくり

### ■推進のための体制づくり

飯島町の良好な景観形成は、町民・事業者・行政が一体となって取り組むことにより実現します。なかでも地域や町の景観を最も理解している町民の役割は多大です。

町民を中心に、時には専門家の力を借り、他の分野での調整や連携などを行いながら、町民が様々な形で景観まちづくりに関わることができる体制を整えます。



### ■景観まちづくりに参加する仕組みづくり

町民や事業者が自主的に飯島町景観まちづくりに参加することで生じた成果が、関係機関等から評価された場合、町民や事業者の景観づくりに対する意欲は、益々大きくなるでしょう。地域の景観に関心を持ち、多くの人が景観形成に取り組むことができる仕組みづくりを行います。

#### (1) 景観意識の向上

良好な景観の形成は、そこに暮らす町民の景観への関心や積極的な参加により、実現へと向かいます。地域における景観に関心を持ち、多くの人が景観形成に取り組めるよう、景観啓発活動などにより、町民意識の向上を図ります。

#### (2) 景観形成住民協定の拡大

飯島町では、すでに4つの地区において長野県景観条例による景観育成住民協定が認定され、それぞれの地域住民が、より良い景観を目指して活動を行っています。

良好な景観の形成を目指した、新たな地域における住民協定の締結を促進します。住民協定は飯島町景観形成住民協定として認定し、地域住民の方々に景観形成の推進を図ります。

また、今後締結される景観形成住民協定地区は、地域住民の意向を尊重し、景観計画区域重点区域の指定へ向け検討します。

#### (3) 地域景観活動の促進

飯島町の美しい景観を維持していくためには、行為の制限に加え、町民や事業者の清掃活動・緑化活動などが重要です。これら地域における景観活動に対しての支援を検討します。